

3 届出に必要な書面又は図面

(1) ばい煙発生施設

同一場所の事業所に2種類以上のばい煙発生施設(例:ボイラーと加熱炉)を設ける場合は、届出書を別々に作成すること

ただし、同一場所の事業所に1種類のばい煙発生施設を2つ以上(例:ボイラーを2基設置)設ける場合には、同一の届出書によって行ってもよい。

届出書は、以下の順番につづって提出すること。

- 1 ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書 (様式第1)
- 2 工場又は事業場の概要等
- 3 ばい煙発生施設の構造 (別紙1)
- 4 ばい煙発生施設の使用の方法 (別紙2)
- 5 ばい煙の処理の方法 (別紙3)
- 6 ばい煙発生施設の構造概要図(燃料・原料の採取箇所、主要寸法等を明示すること)
- 7 ばい煙処理施設の構造図(主要寸法、各部名称及びばい煙量等の測定箇所を明示すること)
- 8 ばい煙発生施設・ばい煙処理施設の設置場所を明記した図面
- 9 ばい煙発生施設を設置している工場・事業場の場所を明記した地図
(5万分の1程度の縮尺の地図)
- 10 燃料分析表(※ 電気のみを熱源とする場合は不要)
- 11 その他参考事項を記入した書類(ばい煙量の計算書等)

(2) 揮発性有機化合物排出施設

同一場所の事業所に2種類以上の揮発性有機化合物排出施設を設ける場合は、届出書を別々に作成すること

ただし、同一場所の事業所に1種類の揮発性有機化合物排出施設を2つ以上設ける場合には、同一の届出書によって行ってもよい。

届出書は、以下の順番につづって提出すること

- 1 揮発性有機化合物排出施設設置(使用・変更)届出書 (様式第2)
- 2 工場又は事業場の概要等
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法 (別紙1)
- 4 揮発性有機化合物の処理の方法 (別紙2)
- 5 揮発性有機化合物排出施設の構造概要図(燃料・原料の採取箇所、主要寸法等を明示すること)
- 6 揮発性有機化合物排出施設の構造図(主要寸法、各部名称及び揮発性有機化合物等の測定箇所を明示すること。)
- 7 揮発性有機化合物排出施設の設置場所を明記した図面
- 8 揮発性有機化合物排出施設を設置している工場・事業場の場所を明記した地図(5万分の1程度の縮尺の地図)
- 9 その他参考事項を記入した書類

(3) 一般粉じん発生施設

同一場所の事業所に2種類以上の一般粉じん発生施設を設ける場所には、届出書は別にすること。ただし、同一場所の事業所に1種類の一般粉じん発生施設を2以上設ける場所には、規模が異なっても同一の届出書で行ってもよい。

届出書は、以下の順番につづって提出すること

- 1 一般粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書 (様式第3)
- 2 工場又は事業場の概要等
- 3 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法 (別紙1~4のうち該当するもの)
- 4 一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造とその主要寸法を記入した概要図
- 5 一般粉じん発生施設の配置図
- 6 一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- 7 一般粉じん発生施設を設置する工場又は事業場を明記した地図(5万分の1程度の地図)
- 8 その他参考事項を記入した書類

(4) 特定粉じん発生施設

同一場所の事業所に2種類以上の特定粉じん発生施設を設ける場合でも、同一の届出書によって行うことは差し支えない。

届出書は、以下の順番につづって提出すること

- 1 特定粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書 (様式第3の2)
- 2 工場又は事業場の概要等
- 3 特定粉じん発生施設の構造 (別紙1)
- 4 特定粉じん発生施設の使用の方法 (別紙2)
- 5 特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法 (別紙3)
- 6 特定粉じん発生施設の構造概要図(主要寸法等を明示すること)
- 7 特定粉じんを処理又は飛散防止の装置(フードを含む。)の構造図
(主要寸法及び各部名称等を明示すること)
- 8 特定粉じん発生施設及び特定粉じんを処理、又は特定粉じんの発散を防止するための施設の設置場所を明記した図面
- 9 特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場の付近の状況
- 10 特定粉じんの濃度の測定場所及び当該測定場所を選定した理由
- 11 特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場を明記した地図(5万分の1程度の地図)
- 12 その他参考事項を記入した書類

(5) 水銀排出施設

同一場所の事業所に2種類以上の水銀排出施設(例:ボイラーと焼成炉)を設ける場合は、届出書を別々に作成すること。ただし、同一場所の事業所に1種類のばい煙発生施設を2つ以上(例:ボイラー2基設置)設ける場合は、同一の届出書で行ってもよい。

ばい煙発生施設と水銀排出施設の両方に該当する施設については、それぞれの届出が必要となる(施設の設置・使用・変更届)。下記の6~9については、当該施設のばい煙発生施設の届出が提出されている場合はその届出年月日を記載することで省略可。

- | | | |
|----|--|----------|
| 1 | 水銀排出施設設置(使用・変更)届出書 | (様式第3の6) |
| 2 | 工場又は事業場の概要等 | |
| 3 | 水銀排出施設の構造 | (別紙1) |
| 4 | 水銀排出施設の使用の方法 | (別紙2) |
| 5 | 水銀等の処理の方法 | (別紙3) |
| 6 | 水銀排出施設の構造概要図(主要寸法等を明示すること) | |
| 7 | 水銀排出施設の構造図(主要寸法、各部名称及び水銀の測定箇所を明示すること) | |
| 8 | 水銀排出施設・水銀処理施設の設置場所を明記した図面 | |
| 9 | 水銀排出施設を設置している工場・事業場の場所を明記した地図
(5万分の1程度の縮尺の地図) | |
| 10 | その他参考事項を記入した書類(水銀濃度の測定結果等) | |

(6) 各施設共通

- | | | |
|---|----------|--------|
| 1 | 氏名等変更届出書 | (様式第4) |
| 2 | 使用廃止届出書 | (様式第5) |
| 3 | 承継届出書 | (様式第6) |

(7) 特定粉じん排出等作業

- | | | |
|---|--------------------------------|----------|
| 1 | 事前調査結果報告書 | (様式第3の4) |
| | ※原則、石綿事前調査結果報告システムを利用して報告すること。 | |
| 2 | 特定粉じん排出等作業実施届出書 | (様式第3の5) |